

○湯沢町病院事業の設置等に関する条例

平成13年 3 月 9 日
条例第 5 号

(運営審議会の設置)

第 6 条 病院事業の運営に関する事項を審議するため、病院運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員の定数は 8 名以上10名以内とし、議会の承認を得て町長が委嘱する。
- 3 審議会の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長を置き、委員の中から互選する。会長事故あるときは、あらかじめ定めた委員が会長の職務を代理する。

○病院運営審議会規則

平成15年 8 月20日
規則第15号

(目的)

第 1 条 湯沢町病院事業の設置等に関する条例（平成13年条例第 5 号）第 6 条の規定に基づき、この規則を定める。

(委員)

第 2 条 病院運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内会長 5 名とする。ただし、任期中に町内会長を辞した場合でも、審議委員はその任期中は継続することができる。
- (2) 一般町民 3 名以上 5 名以内

(会議)

第 3 条 審議会は会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 会議は年 3 回とし、その他必要に応じて開催する。

(審議事項)

第 4 条 審議会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町立湯沢病院の運営に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、所管課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が審議会に諮って定める。

【理念】 「地域のかかりつけ病院」「医療・保健・福祉の連携」「365日の救急対応」

【基本方針】

1. 地域のかかりつけ病院として、病気の人だけでなく健康な人にも関わり、地域の健康と安心を守ります。
2. 医療、保健、福祉の連携を推進し、地域の資源をいかしていきます。
3. 365日の救急対応を行う事で、地域の皆様だけでなく、湯沢を訪れた人にも安心を提供します。

【湯沢病院の特徴等】

医療・保健・福祉・介護が一体となり、それぞれの運営主体が連携、協力し、町民の健康をサポートする体制が構築されている。魚沼医療圏の病院間における機能分化・連携強化においては、救急告示病院としての役割を果たしつつ、幅広い疾患に対応できる1次医療を担う病院として、高度急性期、急性期治療が必要な患者においては、魚沼基幹病院等に委ねつつ、急性期治療後の患者の受け入れを行うため、令和2年度より急性期一般病棟から回復機能を担う地域包括ケア病棟へ機能転換を図り、回復期、慢性期治療を維持している。入院・外来とも今後も複数の疾患を持つ高齢者が多くを占めることが見込まれることから、専門的な診療よりも幅広い疾患に対応できる総合診療医による診療体制を中心としつつ、整形外科、小児科、眼科、歯科といった専門診療が必要とされる患者に対しては、派遣を含め医師の確保を図り、総合診療科と連携し対応するなど、地域のニーズに応えるよう努めている。また、検診事業や各種予防接種などの保健予防活動にも取り組み、総合的に町民の健康維持・増進に寄与していただいている。

【施設状況】

名称	町立湯沢病院（湯沢町保健医療センター）
所在地	新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877-1
開設者	湯沢町
指定管理者	公益社団法人地域医療振興協会
開設年月	平成14年8月
標榜診療科	内科・外科・整形外科・小児科・眼科・歯科
許可病床数	一般病棟40床（計40床） ※令和5年12月以前：一般病棟40床、療養病棟50床（計90床）
付帯機能	介護医療院40定員（令和5年12月開設） 健康増進施設（人間ドック）（温泉プール・浴場）
併設施設	総合福祉センター（湯沢町健康福祉部）（地域包括支援センター） （湯沢町社会福祉協議会）（デイサービス）